

令和2年度 第2回全体協議会 情報提供
いろいろな暮らしがあって当たり前
～地域共生社会とは～



地域でいこう委員会
ケアマネ連絡会



映像に出てくる用語の紹介

共同生活援助

【グループホーム】

- 一軒家やアパートなどに障がいのある人が集まって一緒に暮らしながら、生活に必要な支援（掃除・お風呂・トイレの介助・食事の用意等）を受けることができます。
- 利用の期限はありません。

サテライト型 グループホーム

- グループホーム本体の近くに部屋を借りて、職員から支援を受けながらひとり暮らしをすることができます。ただし、使える期間は最長3年間です。
- 支援期間が終了した後もそのまま部屋で住むことができます。

宿泊型 自立訓練施設

- 自立・自律した生活を送ることができるよう、日々の暮らしを自分で管理できるように訓練するサービスです。健康やお金の管理、調理や掃除など、生活に必要なアドバイスを受けたりします。
- 利用の期限は原則2年間です。

訪問看護

- 看護師等がお宅へ訪問し、必要な看護を提供することで医療面から在宅生活を支えるサービスです。具体的には、服薬・体調・生活に関する相談、コミュニケーションを主体とした看護による精神症状の観察、医療機関との連携などを行っています。
- 主治医の指示のもと、最大で週3回の訪問が可能。その他、指示内容により頻回訪問も可能です。

地域生活支援のイメージ ごく当たり前の生活を したい！ 医・衣・職・食・住・友・遊



すむところ

暮らせる場所、居場所が欲しい
住居の場の提供

住む場所での支援

生活を続けるために応援してほしい
在宅生活の支援

金銭管理

意思決定支援

自分の意思と一緒に考えて
実現の手伝いがほしい
権利擁護

昼間すごすところ

仕事や昼間すごす場、出番
が欲しい
活動の場の提供



医療

具合が悪くなりたくない
治療、服薬の確認

相談する

相談したい どういう生活が
できるのか一緒に考えてほしい
相談の場

行政サービス

市民として行政サービスを利用
したい
福祉サービスの支給決定 各種サービスの窓口 経済的支援 保健サービス

インフォーマル

地域生活を彩る楽しみが欲しい

地域生活支援のイメージ 医・衣・職・食・住・友・遊



すむところ

不動産屋 アパート グループホーム ショートステイ 宿泊型自立訓練

住む場所での支援

ホームヘルパー 行動援護
移動支援 自立生活援助

金銭管理

意思決定支援

日常生活自立支援事業 成年後見制度

昼間すごすところ

地域活動支援センター
生活介護 生活訓練 就労支援 仕事



医療

精神科病院 クリニック デイケア 訪問看護

相談する

特定 一般(地域移行支援・地域定着支援) 長野市障害者相談支援センター 就業・生活支援センター 地域包括支援センター

行政サービス

市役所(障害福祉課など)
保健センター ハローワーク
精神保健福祉センター

インフォーマル

ピアサポート 自助グループ
家族 友人 民生委員 近隣住民 お店 趣味

具体的な社会資源とは...

住むところ

アパート
グループホーム
宿泊型自立訓練
自宅
短期入所



住む場所での支援

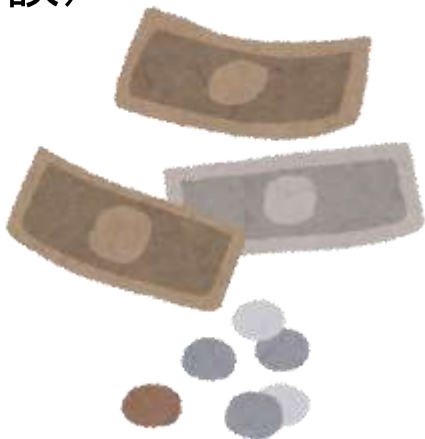
ホームヘルパー
(食事作り、掃除、洗濯、買い物、
通院の同行)
移動支援
(買い物の同行、外出のお手伝い)
自立生活援助
(困りごとの相談 定期的な巡回)



具体的な社会資源とは...

金銭管理

- 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会と相談)
- 成年後見制度(後見センターと相談)



昼間過ごす場所

- 地域活動支援センター(複数利用可能)
- 生活介護(入浴・食事・レク・送迎)
- 生活訓練(生活のリズムを整える訓練)
- 就労支援(働く場の提供)
- 就業・生活支援センター(ナカポツセンター)



具体的な社会資源とは...

医療

- 精神科病院
- 精神科・心療内科クリニック
- デイケア
- 訪問看護



相談

- 特定相談(計画・相談)
- 一般相談(地域移行・地域定着)
- 長野市障害者相談支援センター
- 就業・生活支援センター
- 地域包括支援センター(年齢に応じて)



具体的な社会資源とは...

行政サービス

- 市役所(障害者福祉課・生活支援課・住宅課など)
- 保健センター
- 精神保健福祉センター
- ハローワーク



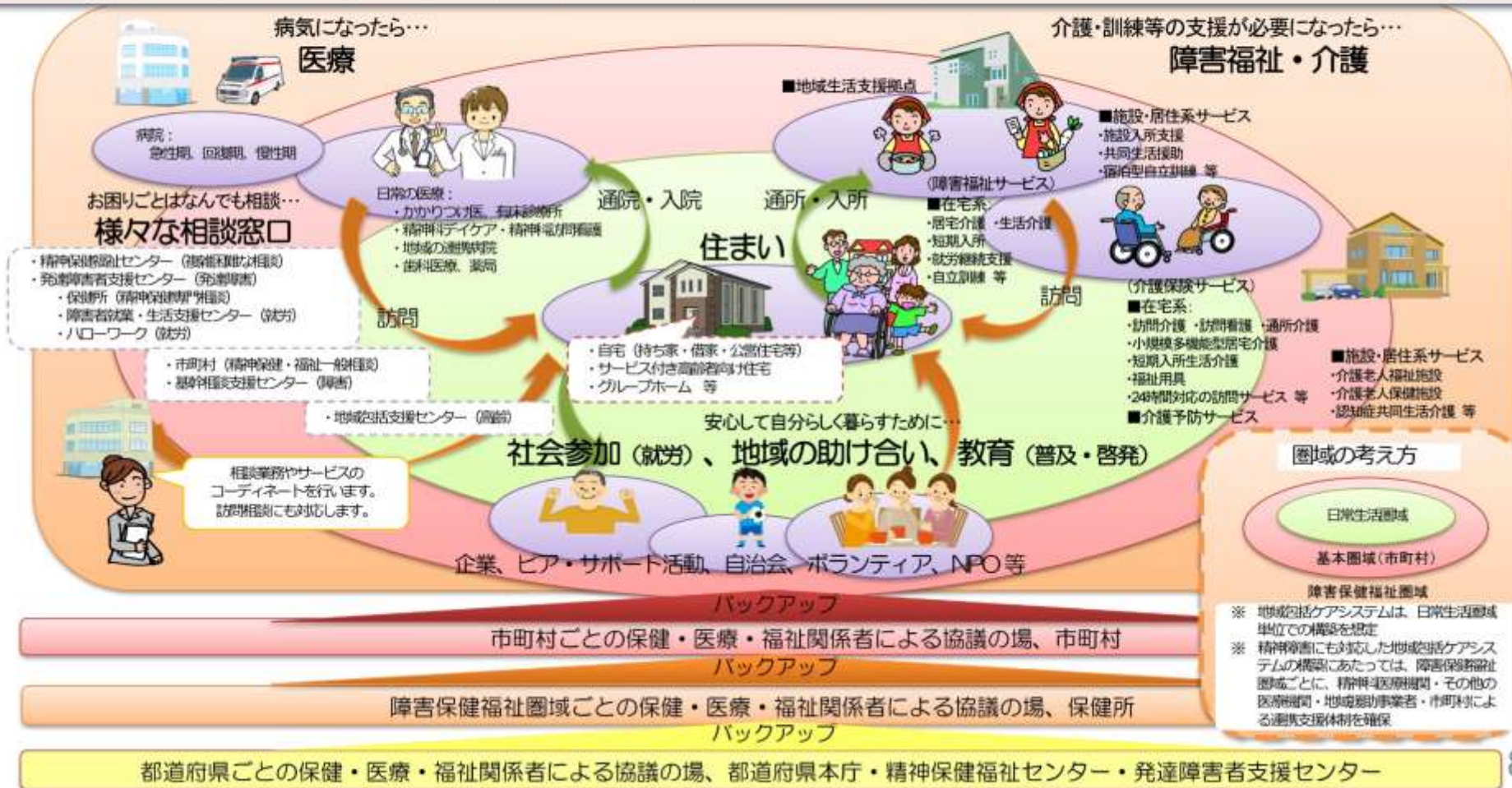
インフォーマル

- ピアサポート
- 自助グループ
- 家族
- 友人
- 民生委員
- 近隣住民
- お店
- 趣味



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

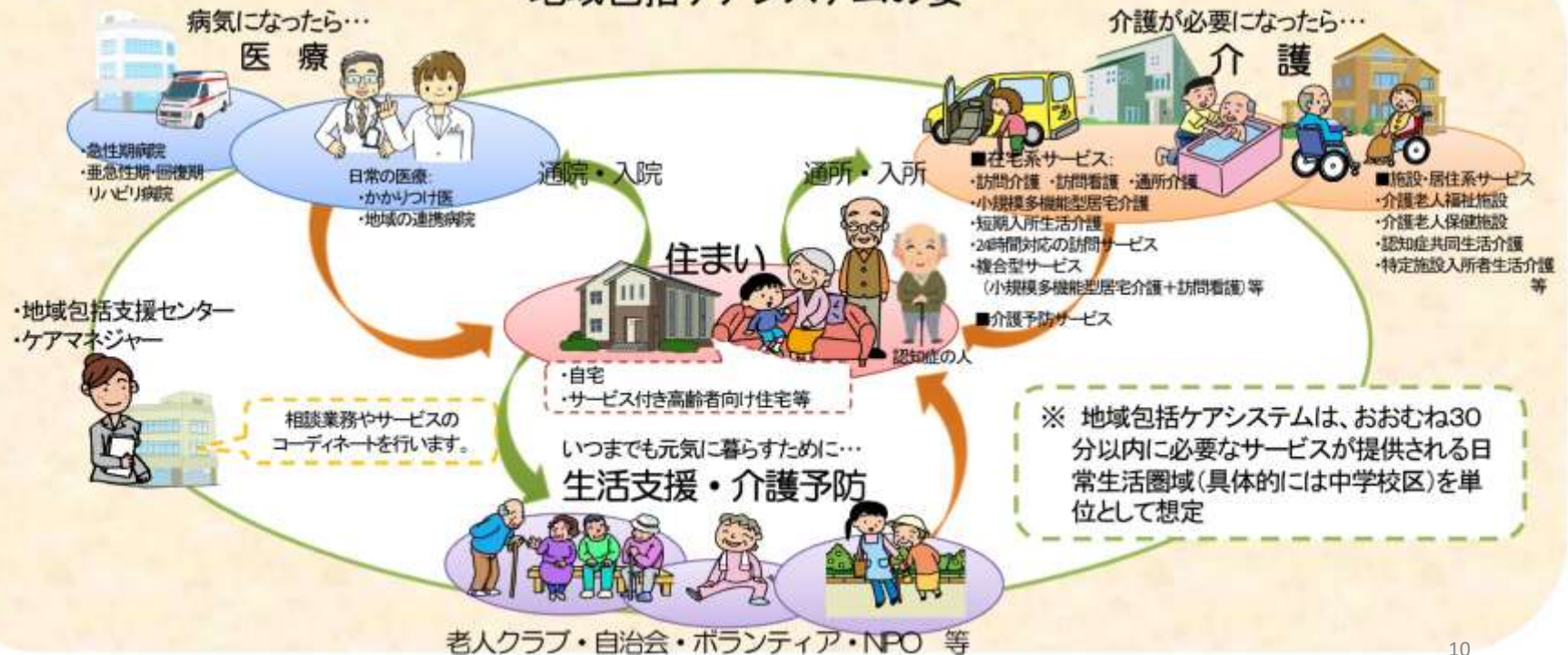
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否等

高齢者

地域包括ケアシステム

[地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター等

子ども・子育て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター等

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等